

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 渡切り交際費の取扱い

Q. 当社では、役員の接待費用を給与に上乗せして支給しようと思っています。税務上問題ありませんか？

A. いわゆる渡切り交際費は、役員に対する給与として取り扱われます。

税務上、会社が、その役員等に機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したにもかかわらず、その用途や私用金額について精算がされず、会社の業務のために使用したことが明らかでないようなもの(これを一般に渡切り交際費といいます)については、交際費として取り扱われず、給与として取り扱われることとなっています。

通常、会社が役員等に機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で金銭を支給した場合、領収書などを添付して精算が行われ、その費用が会社の業務に必要な接待費や交際費であれば交際費等として処理されることとなります。

しかしながら、支出した金銭の中には、会社の業務に関係ないものや用途を明らかにすることができないものも含まれており、精算がされずに残っているという場合もあります。

渡切り交際費は、こうした未精算の金額の精算をせず、任意に処分できるものですから、その金額については給与の性質を有していると考えられ、交際費等としては取扱わないということになっているのです。

注意すべき点は、渡切り交際費となる金額が役員給与になりますので、定期同額に該当するかないかよって損金になるかならないかの判定になります。

毎月同額の支給であれば、役員給与の源泉徴収で済みますが、月によって金額が異なる場合は定期同額から除かれ、役員給与の損金不算入になりますのでご注意ください。

★ 役員に金銭を貸し付ける場合

Q. 当社では、会社の資金を役員に貸し付けようと思っています。無利息でも問題ありませんか？

A. 年1.8%、または会社の平均調達金利、ひも付き融資の場合はその借入金について支払うべき利率による利息を徴収しなければなりません。

会社が、役員に対して金銭を貸し付ける場合、原則的には通常受け取るべき利息を受受しないと給与課税の問題が生じますが、次の場合については例外的に課税関係は生じないこととされています。

- ①災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった役員に対し、その資金に充てるために貸し付けた貸付金
- ②①以外の貸付金で、その年における利息の合計額が5,000円以下である貸付金
また、一般的な資金を貸し付けるという場合には、次の利率で計算した利息を徴収しなければなりません。
- ③いわゆるひもつきの貸付金の場合
その借入金について支払うべき利率
- ④③以外の場合
年1.8%
- ただし、③、④に満たない利率であっても、会社の平均調達金利など合理的と認められる利率に基づき利息を徴収している場合には、税務上問題にならないとされています。

所得税

★ 賃貸アパートに設置した太陽光発電設備

Q. 賃貸アパートの上に太陽光発電設備を付けて、一部を共用部分の電気として使い、残りを売却する計画をしています。この所得は何所得になりますか？

A. 不動産所得になります。

給与所得者が自宅に太陽光発電設備を設置し、その余剰電力による売却収入を得ている場合、その所得区分は一般に雑所得と解され、また、事業所得者が事業所にその設備を設置し売却収入を得ている場合、その所得区分は一般に事業所得(付随収入)と解されます。

ところで、賃貸アパートの共用部分で使用する電気料金は、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されるものです。一方、お尋ねの太陽光発電設備により発電された電力は、賃貸アパートの共用部分に使用されるため、太陽光発電設備を設置することにより共用部分の電気料金は減少し、その分不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される金額も減少することになります。

このように、太陽光発電設備による発電が不動産所得の金額について増減させるものであることを踏まえると、その余剰電力の売却収入も不動産所得に係る収入金額に算入し、その所得金額を計算するのが相当と解されます。

なお、発電した電気を共用部分の電気として使わず、全て売却しているという場合は、事業所得又は雑所得となります。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/46.htm>

源泉税

★ 源泉所得税の納期の特例

Q. 源泉所得税の「納期の特例」とは、どういう制度ですか？

A. 源泉所得税及び復興特別所得税の納付が年に2回で済むという特例です。一定規模の法人に認められています。

「納期の特例」とは、給与等の支払人員が常時10人未満である源泉徴収義務者に限

り認められている制度で、この納期の特例の承認を受けると給与等や退職手当等、一定の報酬等(給与等)から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を次のように年2回にまとめて納付することができるようになります。ただし、この制度を受けるには、所轄の税務署長宛に源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書を提出して、承認を受けなければなりません。

- ・ 1月分から6月分・・・7月10日
- ・ 7月分から12月分・・・翌年1月20日

この場合、「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定します。

源泉所得税の納付は、納付期限を1日でも超過しますと不納付加算税が課税されますので、納期の特例を適用してまとまった税額の納付漏れがあった場合の加算税が負担になります。そこで納期の特例を適用できる給与支払者は納期の特例の申請をしておいて、毎月納付をすれば、納付金額が6カ月分とまとまった金額にならず、納付期限を注意すべき日が7月10日と1月20日だけとなりますので、資金繰り面と精神面からお勧めいたします。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年の1月10日ですので、間違いのないようにしてください。

資 産 税

★ 遡増定期保険を活用した相続税対策

Q. 生命保険を使った相続税の直前対策はありませんか？

A. 遡増定期保険を活用する対策があります。

生命保険を使った相続税の直前対策としては、次のような方法があります。

親が、次のような契約形態の生命保険の保険料を負担します。

保険料負担者、死亡保険金受取人＝親

保険契約者、被保険者＝子

この場合、親が亡くなっても、被保険者は子供ですので、死亡保険金は当然支払われず、子供はその保険の権利(生命保険契約に関する権利(みなし相続財産)といいます)を相続することになります。

このときの保険は、遡増定期保険という保険を使います。この保険は、保険料は一定ですが、保険金が保険期間の経過に伴って遡増していきますので、保険期間の前半に将来の増加保障部分の保険料分が含まれていますことから、保険期間の前半で解約した場合の解約返戻金は低く、後半になると高くなるという性格を持っています。

このような保険であれば、相続直前に親が加入して、親が活着している間は親が保険料を支払い、親の相続開始後は子が保険料を払って、解約返戻率が高くなったら解約するというので、相続時の評価額を下げ、将来的に評価額よりかなり高い返戻金を受け取ることができるということです。

平成29年4月の税制に基づく節税ですが、利用者が多くなってきましたと当局も網掛けをしってくる可能性も考えられますので、長期での計画はご注意ください。